奈良県告示第三百七号

とおり施術者の指定をした。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、 次の

令和七年十一月十八日

奈良県知事 山 下

真

令和七年十月一日	一四一二六北葛城郡広陵町馬見北五丁目	渡邉 卓也
令和七年十月一日	御所市大字三室六八一一四	松川日南
令和七年十月一日	天理市川原城町三六八ー一山根整骨院	福谷 恵太
令和七年十月一日	九生駒郡斑鳩町興留七丁目七ー斑鳩はり・きゅう治療院	鷹影 佳史
令和七年十月一日	ミエール南生駒二〇二生駒市壱分町一七一ーール	岡田真基子
令和七年十月一日	ミエール南生駒二〇二生駒市壱分町一七一ーール	小川櫂
指定年月日	施術所の名称及び所在地	施術者の氏名